

空き家バンク 情報提供から交渉までの流れ

【空き家の所有者様】

空き家の情報提供

所有する空き家を移住希望者等へ貸し出したい(または売却)という方からの情報提供。
(所有者様⇒銚子市)



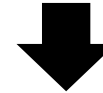
現地調査①

市が、物件の周辺環境や外観、空き家の状態等について確認を行います。
(調査の結果、登録を遠慮する場合もございます。ご了承ください。)



仲介業者の選定

市と協定を結んだ仲介事業者を紹介いたします。
(特に希望がない場合は、市で調整いたします。)



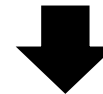
現地調査②

物件を確認(内覧等)させていただきますので、立会いをお願いします。(仲介事業者同行)
(確認の結果、登録を遠慮する場合もございます。ご了承ください。)



物件の登録

市は、当該物件を銚子市空き家バンク登録台帳に登録します。



銚子市ホームページ及び専用サイトへの掲載

市は、市ホームページ及び銚子市空き物件ポータルサイトへ情報を掲載します。



物件の交渉

利用希望者から、交渉の申込みがあった場合、仲介事業者からご連絡をします。

※事務の進捗によっては、スケジュールが前後する場合があります。